

# もっと、ずっといい日

隔月刊「もっと、ずっといい日」  
発行 / 2020.1.25  
株式会社MOZU 東京都新宿区西新宿3-17-7  
Tel / 03-5755-3150  
企画・編集 / スタッフHMNS  
無断禁転載・非売品(会員誌)

【監修】

一般社団法人  
**温熱療法協会**  
Hyperthermia Association

## 頑固な肩凝りや寝違いに悩まされた 若い女性医師を魅了した融合医療。

東洋医学の認識を一変させた  
鍼治療「初体験」

もし比嘉先生が、長年、頑固な肩凝りや寝違いという厄介な症状に悩まされることになかったならば……。

取材を終えこんな仮定が筆者の頭を過りました。

それなりの時の流れを経て、「自分が歩んできた医療人生を顧みた時、先生はこう思うかもしれません。“鍼治療との出会いがなかったならば私の医療人としての生き方も、人間の幅もよほど違ったものになっていたのではないだろうか。”

思わずそう思えるほど、西洋医学を学んだ若い医師にとって鍼治療の初体験は強烈で「衝撃を受けた」出来事であったに違いありません。これまでの鍼治療に対する見方も、広義な意味で言えば東洋医学に対する認識をも一変させる体験であったように思えるからです。



**比嘉 悠子** ひが ゆうこ

医学博士。2007年琉球大学医学部卒業後、沖縄県豊見城中央病院初期研修。2009年名古屋市立大学麻酔科・集中治療室麻酔科研修。2011年再生医療を扱うクリニックに勤務。2017年より現在に至るまで統合医療クリニック徳にて勤務している。

「私は昔からひどい寝違いや肩凝りに悩んでいました」

それらの症状は一般的に急性疼痛性頸部拘縮と言われるものです。誰でも経験するごくりふれた症状です。たいがい痛みは数日以内に収まります。ただ、先生の場合は「肩凝りになるとかならず1週間くらいは手が動かさないほど」だったといいます。それから、相当地頑固な症状であったようです。

通常、療法としては消炎鎮痛剤や筋肉弛緩剤あるいは湿布貼付などのいわゆる対処療法が主となります。それらの症状は西洋医学では病気とは認定されません。当然、根本治療はありません。西洋医学を修めた医師の多くがそう判断するように、比嘉先生もそう思いその症状には「特になにも処置を施してこなかった」といいます。

そんな先生に鍼治療を初体験する思いもよらぬ事態が起きました。3年前、激しい寝違い

の苦痛に見舞われた時のことでした。その日に限って「すぐに新幹線に乗らなければならぬ用があった」というのです。

応急対応の選択肢として吐嗟に鍼治療が頭に浮かんだようです。しかし、西洋医学の医者には「その療法は抵抗があり、それに鍼の恐怖心もあったことから、先生はしばしば逡巡したようです。」

とは言っても、急を要する緊急事態です。意を決し「勇気をもって鍼治療を受診した」のです。その言葉に先生の焦燥とした逼迫感が伝わってきます。

その結果はどうだったのでしょうか。あろうことか「わずか1時間で首が動くようになった」のです。まさに驚天動地だったようです。

先生も遠赤外線温熱ドーム『日だまり』の愛用者

「今、考えれば大変に失礼な言い方ですが、東洋医学や代替医療とか民間療法といわれるものは案外まがいものではないというか……」

その時の驚きの衝撃を思い浮かべたのか、先生は「こんないいものが世の中にあることをもっと早く知っていたれば、患者さんにアドバイスができたのに」と、自戒の思いを込めるようにそう語ってくれました。

鍼治療の即効的な効果に驚いた先生は、統合医療を学ぶために『統合医療クリニック徳』の高橋徳先生に師事しています。

ちなみに高橋先生は、鍼治療の生体に及ぼす効果の作用機序の根拠を理論的に解明し、米国の統合医療分野で鍼治療の市民権確立に貢献した著名な医師です。(小紙の前号に掲載)

このクリニックでは遠赤外線温熱ドーム『日だまり』が、鍼治療の補助的な役割を担い活躍しています。比嘉先生の推奨で導入されたものです。

また、先生は山元敏勝先生のYNSA治療法(山元式新頭鍼療法)を専門のペインコントロール治療に取り入れたりするなど、先生の統合医療に対する向学心には並々ならぬ旺盛さが感じられます。

実は先生は『日だまり』の愛用者でもあります。評価や使用感を聞けば「足元だけを温めても全身が暖かくなるので、とてもいい」とのことです。

現在、先生は専門の西洋医学に加え、それに東洋医学を融合させた統合医療も活動の核としています。遠赤外線は勿論、温浴の健康美容効果あるいは温熱環境で増えるHSP(ヒートショックプロテイン)など幅広い知識のある医師です。多分、その造詣の深さは、ご自身が肩凝りや寝違いに悩まされ続けたことと無縁ではないでしょう。

最後に医師としてかくありたいと考え、努めていることは何かを問うと、先生は「患者さんご自身が治ろうとする力を、邪魔しないで最良の状態を促進

させてあげること」と答えてくれました。

その上でめざす医療姿勢として、中国唐代の名医、孫思の著書『千金方』巻にある訓言を心なし恥じ入るようにならなければなりません。

「上医は国を医(い)や、中医は人を医し、下医は病を医す」。

時代の時空を超え医療のあるべき姿を今に伝える孫思の名言と、比嘉先生の医療姿勢が重なり、その名言が筆者のなかでしばし心地よく耳に残りました。

### 誰でもわかる薬機法入門講座⑧

#### 知らないではすまされない関連法規 ～法令遵守精神で正しい製品普及を～

薬機法は健康に関わる法律であることから消費者にとって関心の高い法律であることは前号でふれました。毎年、薬機法違反で摘発されるケースが少なくないことでもわかります。厚生労働省の発表によると(健康食品だけではなく)医療機器に関しても薬機法違反業者に対する行政処分は後を絶ちません。違反行為(適用条内容)は「未承認医療機器の製造販売」

(薬機法第14条第1項及び第64条において準用する第55条第2項違反)で、処分は業務改善命令となる事例が多いようです。被処分業者の概要をみると、多くは許可業態が医療機器製造販売業の法人など、いわゆる薬機法に精通しているはずの専門業者が目立ちます。その意味では、そうした業者は「確信犯」といえます。問題は素人の方の摘発です。実際にまったくの素人の人が摘発

される件数が増えています。懲役、執行猶予の有罪判決を受け、はじめて自分のした行為(多くは販売行為)が薬機法に違反していたことに気がつくことが少なくありません。違反の内容はさまざまですが、多くは医療機器の無許可販売や医療機器ではないのに、効能効果を標榜したり、販売したりという違反です。